

# 大和市消防団員等公務災害補償条例

## 逐条解説

### (趣 旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）又は救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）に係る損害補償、水防法（昭和24年法律第193号）第45条の規定による水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）に係る損害補償について必要な事項を定めるものとする。

### 【解 説】

- ・ 本条例は、消防組織法の規定による非常勤消防団員等の損害補償、及び消防法の規定による消防作業等に従事した者の損害補償、水防法の規定による水防に従事した者の損害補償、及び災害対策基本法の規定により著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合の応急措置の業務に従事した者の損害補償、死亡又は負傷し若しくは疾病にかかった場合に対する損害補償について規定しています。

### (損害補償の種類等)

第2条 非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者（以下「団員等」という。）に係る損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他の損害補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の規定の例による。

### 【解 説】

- ・ 団員等の損害補償の種類や補償範囲、補償金額、支給方法及びその他の損害補償に関して必要な事項については、この条例で定めているほか、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定を運用しています。

(損害補償を受ける権利)

第3条 市長は、非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは当該負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は次に掲げる消防作業従事者等が当該消防作業、救急業務、水防若しくは応急措置の業務に従事し、若しくは協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは当該負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

- (1) 消防法第25条第1項若しくは第2項又は第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定による消防作業従事者
- (2) 消防法第35条の7第1項の規定による救急業務協力者
- (3) 水防法第24条の規定による水防従事者
- (4) 災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定又は災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置従事者

【解説】

- ・ 非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者、又は応急措置従事者が、損害補償を受けるべき状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、損害補償を受ける権利がある旨を速やかに通知しなければならないことを定めています。

(損害補償を受ける権利の保護)

第4条 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

【解説】

- ・ 損害補償を受けている者が、その権利を他に譲り渡したり担保に供したりできないこと、又この権利を差し押さえることも出来ないことを定めています。

(報告、出頭等)

第5条 市長は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

【解 説】

- ・ 損害補償を行うのに必要なときには、損害補償を受けようとする者等に、報告や文書を提出させたり、来てもらったり、医師の診断等を受けさせることができることを定めています。

(損害補償費の返還要求)

第6条 市長は、団員等に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

【解 説】

〈第1項関係〉

- ・ 損害補償に必要な費用を支給した後に、その支給額に間違いがあったことがわかったときは、当該団員等に、間違えて支給した額の返還を求めることができます。

〈第2項関係〉

- ・ 偽りや不正の方法により損害補償を受けたときは、その損害補償を支給した金額の全部又は一部を、その者から返還させることができます。

(委 任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解 説】

- ・ この条例の実施に関して、必要となる事項は、規則で定めることとしています。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

### 【解 説】

- ・ この条例は、令和4年4月1日から施行します。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

### 【解 説】

- ・ この条例の規定は、令和4年3月31日までに傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供し、貸付を受けていた場合については、従前の例によることとし、その担保提供を有効とすることを定めるものです。

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

### 【解 説】

- ・ この条例は、平成20年10月1日から施行いたします。

### (経過措置)

- 2 この条例の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、施行日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

### 【解 説】

- ・ この条例の規定は、施行される日以後に、支給することになった損害補償及び施行される日の前に支給することになった遺族補償年金で施行された日以後の期間について支給されるものについても適用されます。また、施行される日の前に支給することになったその他の損害補償については、これまでどおり支給されます。

(大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

3 大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年大和市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「昭和41年大和市条例第34号」を「平成20年大和市条例29号」に改める。

**【解説】**

- ・ 大和市消防団員等公務災害補償条例の全部改正に伴い一部を改正します。

(大和市職員公務災害等見舞金条例の一部改正)

4 大和市職員公務災害等見舞金条例(平成8年大和市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「(昭和41年大和市条例第34号)第2条」を「(平成20年大和市条例第29号)第3条」に改める。

**【解説】**

- ・ 大和市消防団員等公務災害補償条例の全部改正に伴い一部を改正します。

(大和市消防償慰金条例の一部改正)

5 大和市消防償慰金条例(昭和40年大和市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(昭和41年大和市条例第34号)第15条及び第16条の2第2項」を「(平成20年大和市条例第29号)第2条」に改める。

**【解説】**

- ・ 大和市消防団員等公務災害補償条例の全部改正に伴い一部を改正します。